

国不動指第 80 号
令和5年1月12日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 様

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長
(公印省略)

いわゆる「おとり広告」等の禁止の徹底について

標記については、従前よりお願いしているところですが、年度末に向けて宅地建物取引が増加する時期を迎えることから、業務の適正な運営と宅地建物の公正な取引の確保を図るため、下記を踏まえ、広告の適正化に引き続き取り組むとともに、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)及び関係法令の遵守の徹底をお願いします。

貴団体におかれましては、会員への周知方をよろしくお取りはからい願います。

なお、不動産公正取引協議会連合会が策定している不動産の表示に関する公正競争規約及び同施行規則が、令和4年9月1日付けで改正、施行され、各地区不動産公正取引協議会から各構成団体あてに通知されていることを申し添えます。

記

宅地建物取引業法第32条により、顧客を集めるために売る意思のない物件を広告し、実際は他の物件を販売しようとする、いわゆる「おとり広告」及び実在しない物件等の「虚偽広告」は禁止されていること(「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」(平成13年1月6日国土交通省総動発第3号))。

また、これらの広告は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第5条第3号(同号の規定により指定された「不動産のおとり広告に関する表示」

(昭和55年公正取引委員会告示第14号))及び不動産の表示に関する公正競争規約(平成17年公正取引委員会告示第23号)第21条においても禁止されていること。

- ① 具体的には、例えば、実際には取引する意思のない物件を、顧客を集めるために、合理的な根拠なく「相場より安い賃料・価格」等の好条件で広告して顧客を誘引(来店等を促す行為)した上で、他者による成約や事実ではないこと(生活音がうるさい、突然の水漏れが生じた、治安が悪い等)を理由に、他の物件を紹介・案内することは「おとり広告」に該当すること。
- ② 成約済みの物件を速やかに広告から削除せずに当該物件のインターネット広告等を掲載することや、広告掲載当初から取引の対象となり得ない成約済みの物件を継続して掲載することは「おとり広告」に該当すること。
- ③ 他の物件情報等をもとに、対象物件の賃料や価格、面積又は間取りを改ざんすること等、実在しない物件を広告することは「虚偽広告」に該当すること。